

☆海外から郵便で戸籍証明等を請求する方法について☆

静岡市への請求用

R2.4.14 内容更新

下記のいずれかの方法で請求してください。

【1】日本国内に住んでいる方から代理で請求いただく方法

- ・親や子など直系のご親族から請求いただく場合以外には、委任者直筆の委任状（原本）が必要となります。

【2】日本国内に代理で取得していただける方がいない場合

- ・国際書留郵便又は保険付郵便物の取扱いがある国の場合のみ請求いただけます。取扱いの有無については居住国の郵便局にお問い合わせください。

同封していただくもの 次の①②③④を同封しご請求ください。

①「請求書」

「戸籍証明等交付請求書【郵便用】」に必要事項を自筆で記入してください。

平日昼間に連絡可能な電話番号（携帯電話でも可）を必ず記入してください。【2】の場合で、メールアドレスをお持ちの方はアドレスもお願いします。

②「手数料」

【1】の場合

定額小為替（郵便局にて購入）又は現金書留でお願いします。

【2】の場合

「証明発行手数料＋返送料」分を現金（日本円の紙幣のみ可）にて送付してください。

なお、残金は日本切手にてお返しさせていただきます。

（参照）平成15年3月1日（旧清水市は平成15年3月15日、旧蒲原町は平成17年3月26日、旧由比町は平成17年10月1日）に戸籍電算化に伴い戸籍は改製され、それ以前の戸籍は改製原戸籍（1通750円）になります。また、戸籍の附票においても住所の履歴が分かれますのでご注意ください。

③「本人確認書類」の写し

請求者の有効期限内の本人確認資料（④と同じ送付先住所が記載されたもの）の写しを1点送付してください。

【2】の場合で、国際運転免許証をお持ちでない場合は、1)パスポートの写し、2)官公庁発行の身分証明又は公共料金の領収書等の写し（④と同じ送付先住所が記載されたもの）、の2点を送付してください。

④「返信用の封筒」

封筒に、返送先として請求者の現住所・氏名を記入してください。

なお、【2】の場合で、返送をEMSでご希望の場合は、封筒は不要です。

※代理人（個人）が申請する場合は、以下の書類も同封してください。

⑤「委任状」

委任する本人が自筆した委任状原本を送付してください。

なお、③「本人確認書類」は代理人のものを送付してください。返送先も、代理人の現住所となります。

請求書等の送付先

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市葵区役所戸籍住民課

（注意）静岡市への郵便請求はすべて葵区で受け付けますので、本籍が駿河区、清水区の方も葵区あてに請求してください。

（お願い）郵送の場合は、配達の日数と事務の処理日数が必要です。日数に余裕をもって請求してください。

静岡市葵区役所 戸籍住民課 (054)221-1061

戸籍証明等交付請求書 [郵便用]

(あて先) 静岡市区長

令和 年 月 日

1 請求者(あなたの)

① 住所

(フリガナ)

② 氏名

印 (スタンプ印は不可)

③ 証明する方とのご関係 本人 夫・妻 父母・祖父母 子・孫 その他()

(注意)「その他」の場合は原則、委任状が必要となります。

④ 昼間の連絡先電話番号【必須】 () — (自宅 勤務先)

2 請求理由(何にお使いになりますか)

3 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記載してください。

___月___日届出 (出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他())、届出先___市区町村)

4 必要な戸籍証明は何ですか

| | | | |
|----|--------------|--|---|
| 本籍 | 静岡市 区 | 筆頭者 | (フリガナ) 明・大・昭・平・令 年 月 日生 |
| 1 | 戸籍 | 全部事項証明(謄本) 通(1通 450円) 個人事項証明(抄本) 通(1通 450円) その人の名() | ※連続する戸籍を請求する場合 氏名_____の 〔出生 婚姻 転籍〕から〔現在 婚姻 転籍 死亡〕までの 戸籍が___組 必要 [カッコ内はマルで囲んでください] |
| 2 | 戸籍の附票 | 全部証明(謄本) 通(1通 300円) 一部証明(抄本) 通(1通 300円) その人の名() | |
| 3 | 身分証明(請求者分のみ) | 通(1通 300円) | |
| 4 | 除籍・改製原戸籍(謄本) | 通(1通 750円) | |
| 5 | | 通 | |

※1 連続する戸籍(出生~死亡などを請求する場合には、人により料金が異なります。

※2 請求者と証明者の関係がわかる書類(取得済の戸籍証明のコピー等)がありましたら添付してください。

5 特記事項がありましたらご記入ください。

(例1)〇〇と△△が親子(または兄弟、夫婦)であることがわかるもの (例2)母〇〇の死亡(または氏変更)の記載のあるもの

[注意] 偽り、その他不正の手段によって交付を受けると30万円以下の罰金または10万円以下の過料に処せられます。